

標記第議ニ就テハ既報ノ處其ノ後ノ經過左記ノ通ニ有
之

一 經過

記

11 本月二十一日午後三時船差(船夫監督)齊藤幸次
即外三名ハ停船現場ニ赴キ出船ヲ交渉シタルニ拒
絶セラレシタルカ船夫側ニテハ事業主ヨリ搬出セラ
ル、ヲ恐レ不穩當ヲ定メ徹夜警戒セリ

12 二十二日事業主側ニテハ津馬船十隻、道二船二隻ヲ
雇入レ人夫六十名ヲ津馬船二隻ニ分乗セシメテ船
差齊藤幸次即等カ指揮シ午前十一時停船現場ニ赴
キ貨物ノ引渡ヲ求メタルニ罷業者側ハ組合ノ命

ニアラサレハ應シ難シト拒絶シ事業主側ハ実カ
キ訴ヘテ搬出セントシタル為不穩ノ状態トナリタ
ルカ警戒中、水上警察署員ノ説諭ニ服シ事業主側
ハ引取リタリ

13 船夫側ハ事業主ヨリ要求ヲ容レ貨物引渡シタテ承認シ
シルヲ以テ二十七日午前十時三十分船夫二十名津
馬船四隻ヲ雇入レ貨物受取リニ赴キシタルニ船夫側
ニテハ態度ヲ一変シ各貨物積載船ニ

一、コノ船ニ入ルヘカラス
二、コノ船内ノ貨物ヲ持出スヘカラス
右ノ犯スズノハ告訴ス

辯護士 山崎今朝彌